ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線と鳥取県八頭郡智頭町市瀬字横路上下二五四九番、二五五六番の土地の境界に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県八頭郡智頭町市瀬字横路上下二五四九番　一号から三号まで
二五五六番　四号

○海上保安庁告示第百十九号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年五月七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三二度三〇分、北緯三三度四〇分、東経一三四度一〇分、東経一三六度五〇分の各経緯度線で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十四年五月十五日から平成二十四年五月二十九日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　四管区水路通報第十七号（平成二十四年四月二十六日発行）、五管区水路通報第十七号（平成二十四年四月二十七日発行）

○海上保安庁告示第百二十号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年五月七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

	変更した事項	変更した事項	変更した事項	変更した事項
名称	横浜大黒ふ頭A灯標	横浜港埠頭公社大黒C灯標	横浜大黒ふ頭C灯標	山口県宇部港東A灯浮標
位置	横浜港埠頭株式会社管理	京浜港横浜区（鶴見信号所の西南西方約一・七キロメートル）	横浜港埠頭株式会社管理	山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西方約一・八キロメートル）
記事	横浜港埠頭株式会社管理	横浜港埠頭株式会社管理	横浜港埠頭株式会社管理	山口県宇部港東A灯浮標
変更年月日	平成二十四年四月一日	平成二十四年四月一日	平成二十四年四月一日	平成二十四年四月一日
名称	横浜港埠頭公社大黒B灯標	横浜大黒ふ頭B灯標	横浜港埠頭公社大黒C灯標	山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西北西方約一・八キロメートル）
位置	京浜港横浜区（鶴見信号所の西南西方約一・四キロメートル）	京浜港横浜区（鶴見信号所の西南西方約一・七キロメートル）	山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西方約一・八キロメートル）	山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西北西方約一・八キロメートル）
所在地				
北緯	三五―二八―三一	三五―二八―二三	三三―五五―三一	三三―五五―三九
東経	一三九―四一―〇八	一三九―四一―〇〇	一三一―一四―三一	一三一―一四―三五
変更した事項				
名称	横浜大黒ふ頭B灯標	横浜港埠頭株式会社大黒C灯標	横浜大黒ふ頭C灯標	山口県宇部港東B灯浮標
記事	横浜港埠頭株式会社管理	横浜港埠頭株式会社管理	横浜港埠頭株式会社管理	山口県宇部港東B灯浮標
変更年月日	平成二十四年四月一日	平成二十四年四月一日	平成二十四年四月一日	平成二十四年四月二日
名称	横浜港埠頭公社大黒B灯標	横浜大黒ふ頭A灯標	横浜港埠頭株式会社大黒C灯標	山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西北西方約一・八キロメートル）
位置	京浜港横浜区（鶴見信号所の西南西方約一・四キロメートル）	京浜港横浜区（鶴見信号所の西南西方約一・七キロメートル）	山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西方約一・八キロメートル）	山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西北西方約一・八キロメートル）
所在地				
北緯	三五―二八―三一	三五―二八―二三	三三―五五―三一	三三―五五―三九
東経	一三九―四一―〇八	一三九―四一―〇〇	一三一―一四―三一	一三一―一四―三五
変更した事項				
名称	横浜大黒ふ頭A灯標	横浜港埠頭公社大黒C灯標	横浜大黒ふ頭C灯標	山口県宇部港東A灯浮標
記事	横浜港埠頭株式会社管理	横浜港埠頭株式会社管理	横浜港埠頭株式会社管理	山口県宇部港東A灯浮標
変更年月日	平成二十四年四月一日	平成二十四年四月一日	平成二十四年四月一日	平成二十四年四月二日
名称	横浜港埠頭公社大黒B灯標	横浜大黒ふ頭A灯標	横浜港埠頭株式会社大黒C灯標	山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西北西方約一・八キロメートル）
位置	京浜港横浜区（鶴見信号所の西南西方約一・四キロメートル）	京浜港横浜区（鶴見信号所の西南西方約一・七キロメートル）	山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西方約一・八キロメートル）	山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西北西方約一・八キロメートル）
所在地				
北緯	三五―二八―三一	三五―二八―二三	三三―五五―三一	三三―五五―三九
東経	一三九―四一―〇八	一三九―四一―〇〇	一三一―一四―三一	一三一―一四―三五
変更した事項				
名称	横浜大黒ふ頭A灯標	横浜港埠頭公社大黒C灯標	横浜大黒ふ頭C灯標	山口県宇部港東A灯浮標
記事	横浜港埠頭株式会社管理	横浜港埠頭株式会社管理	横浜港埠頭株式会社管理	山口県宇部港東A灯浮標
変更年月日	平成二十四年四月一日	平成二十四年四月一日	平成二十四年四月一日	平成二十四年四月二日

○海上保安庁告示第百二十一号

航路標識の位置の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年五月七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

	変更した事項	変更した事項
名称	岩手県釜石港（陸中尾埼灯台の西北西方約三・二キロメートル）	岩手県釜石港（陸中尾埼灯台の西北西方約三・二キロメートル）
位置		
所在地		
北緯	三九―一五―三二	三九―一五―三二
東経	一四一―五六―〇八	一四一―五六―〇〇
変更した事項		
名称	岩手県釜石港（陸中尾埼灯台の西北西方約三・二キロメートル）	釜石港湾口北仮設灯浮標
位置		
所在地		
北緯	三九―一五―三二	三九―一五―三二
東経	一四一―五六―〇〇	一四一―五六―〇〇
変更年月日	平成二十四年四月九日	平成二十四年四月一日
記事	一時変更	東北地方整備局釜石港湾事務所管理

○海上保安庁告示第百二十二号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年五月七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	岩手県釜石港（釜石港湾口南防波堤灯台の東方約三二〇メートル）	釜石港湾口第三号灯浮標
位置		
所在地		
北緯	三九―一五―二三	三九―一五―二三
東経	一四一―五六―〇八	一四一―五五―四一
塗色及び構造	緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形	岩手県釜石港（釜石港湾口南防波堤灯台の西方約三一〇メートル）
灯質	単閃緑光　毎三秒に一閃光	緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
光度	実効光度二〇カンデラ	群閃緑光　毎六秒に二閃光
光達距離	三・〇海里	実効光度二〇カンデラ
点灯年月日	平成二十四年四月十日	三・〇海里
記事	東北地方整備局釜石港湾事務所管理	平成二十四年四月十日
		東北地方整備局釜石港湾事務所管理

名称	釜石港湾口第四号灯浮標	釜石港湾口第三号灯浮標
位置		
所在地		
北緯	三九―一五―三二	三九―一五―二三
東経	一四一―五五―三七	一四一―五五―四一
塗色及び構造	赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形	岩手県釜石港（釜石港湾口南防波堤灯台の西方約三一〇メートル）
灯質	単閃赤光　毎三秒に一閃光	緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
光度	実効光度二〇カンデラ	単閃緑光　毎三秒に一閃光
光達距離	三・〇海里	実効光度二〇カンデラ
点灯年月日	平成二十四年四月十日	三・〇海里
記事	東北地方整備局釜石港湾事務所管理	平成二十四年四月十日
		東北地方整備局釜石港湾事務所管理

○環境省告示第七十八号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第一項の規定に基づき、白山国立公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年五月七日

環境大臣　細野　豪志

一　追加する区域

福井県勝山市北谷町の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第七十九号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、白山国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年五月七日

環境大臣　細野　豪志